

◎新潟県告示第908号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年8月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
高野工業団地	胎内市高野の一部 胎内市横道の一部	平成28年8月19日
黒川南工業団地(第2期)	胎内市黒川字道下の一部	平成28年8月19日